このページからは、いわゆる「ライター業務」を例として、契約書の参考例を紹介します。 同じ当事者の間で、受発注が繰り返される場合を想定し、各回の受発注に共通する事項を「基本契約」、納期など各回の個別の事項を「個別契約」(発注書)として契約する例です。 この記載例で契約のイメージをつかみましょう。

# 契約書の参考例 ―基本契約―

# 業務委託契約書

株式会社○○を甲とし、**■■**を乙として、甲の業務の委託に関して、次の通り契約を締結する。

本契約に定めのない事項又は本契約の内容等に疑義が生じた場合には、 その都度、民法をはじめとする法令等を踏まえ、誠意をもって甲乙協議の 上、取り決めるものとする。

## (委託業務)

第1条 甲は、乙に△△△に関する業務 (以下「本件業務」という。)を 委託し、乙はこれを受託し、本件業務の目的を理解して誠実に業務を遂 行する。

#### (契約期間)

第2条 甲が本件業務を乙に委託する期間は、平成〇年〇月〇日から平成 〇年〇月〇日までとする。

#### (契約の解除)

- 第3条 本契約の当事者の一方は、本契約期間中であっても、相手方が本契約に違反したときは、本契約を解除することができる。
- 2 甲は、本契約期間中であっても、乙が本件業務を実施することが困難であると認めたときは、本契約を解除することができる。ただし、乙が要した費用の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

#### (報酬等)

- 第4条 本件業務に関する報酬額は、○字あたり○円とする。なお、発注 書に定める報酬額が本契約書に定める報酬額より高い場合は、発注書の 定めによるものとする。
- 2 交通費、通信費等諸経費の取扱いについては、甲乙協議の上、決定する。

#### (報酬の支払方法)

第5条 甲は、乙から各月末日までに提出を受けた請求書に関し、各月分の報酬額を翌月末日までに乙指定の銀行口座に振り込むことで支払う。 なお、その際の振込手数料は、甲の負担とする。

(つづきは次のページへ)

発注者=甲、 在宅ワーカー=乙 です。

ライターの業務内容 は、雑誌や書籍などの 出版物、ウェブサイト などに掲載する文章を 書くことです。

また、取材や写真撮 影なども行います。

報酬額、 報酬の支払期日、 支払方法、 仕事にかかる諸経費

に関する定めです。

#### (業務委託契約書つづき)

#### (契約条件の変更)

- 第6条 本契約の当事者の一方は、委託業務の内容、実施方法等契約条件 の変更を行う必要があると判断した場合は、甲乙協議の上、変更することができる。この場合、委託業務の内容、実施方法、報酬等について甲乙協議の上、新たに契約を締結し直すものとする。
- 2 甲は、前項により契約条件を変更する場合は、乙と協議の上、従前の契約に基づき乙が実施した業務の進捗状況に応じて、それまでの報酬を支払うものとする。

契約条件を変更する場合の取扱いです。

#### (補修及び損害賠償) -

- 第7条 甲は、成果物が一定の納品水準に達していないと判断した場合 は、乙にその補修を求めることができる。
- 2 甲又は乙の責めに帰すべき事由により契約書に定めた内容が守られず、甲又は乙が重大な損害を受けた場合は、直接かつ現実に受けた通常損害の範囲内において、相手方に損害賠償を請求できるものとする。
- 3 本条に基づく損害賠償の額は、甲乙協議の上、決定するものとする。

### (第三者委託)

第8条 乙は、本件業務の全部又は一部について第三者に委託する必要があると判断した場合は、甲と協議の上、第三者に委託することができる。

(秘密保持)

- 第9条 甲は、<u>乙に関する個人情報</u>を取り扱うに当たっては、乙の同意を 得た利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱うものとする。
- 2 乙は、本件業務の履行に当たって知り得た個人情報を取り扱うに当たっては、当該個人情報を適切に管理するものとする。

#### (法令の遵守)

第10条 甲及び乙は、本契約に基づく業務を遂行するに当たっては、関連する法令を遵守するものとする。

この契約の成立の証として、本契約書を2通作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成〇年〇月〇日

甲 住所:

社名:株式会社〇〇

代表者名

ΕD

乙 住所:

氏名:■■

EΠ

補修や損害賠償が 求められる場合の 取扱いです。

在宅ワーカーの 個人情報に関する 取扱いです。

在宅ワーカーが守る べき個人情報の安全管 理に関する事項を別に 契約することもありま す。

## 【例】

- 個人情報の定義
- 個人情報の適切な 管理
  - ・受託業務に係る個 人情報を甲の指定 する作業場所以外 に持ち出さないこ
  - ・コンピュータのセ キュリティ対策
- 個人情報の返還及 び複製の禁止 など

契約条件をめぐるトラブルを防止するため、契約書はきちんと保管しておきましょう。 注文者は、契約条件を記載した文書を3年間保存するよう求められています。

# 契約書の参考例 一個別契約一

#### 平成〇〇年〇月〇日 -

注文年月日の記載 があります。

EΠ

# 発注書

(甲) 発注者 住所:

社名:株式会社〇〇

代表者名: TEL/FAX:

本件業務に関する担当者: △△

TEL/MAIL:

(乙) 住所:

氏名:■■ TEL/ FAX:

甲は、乙に対し、以下のとおり執筆業務を委託する。

1 委託内容 △△出版社刊『質・量ともに良好な在宅ワーク』 コラム執筆業務

- ・キャッチコピー1本(24文字以内)
- ・小見出し2本(各16文字以内)
- ·本文(28文字×20行560文字以内)

2 契約金額 ¥10.000 (源泉徴収税¥1.000を報酬振込時に差し引く)

履行期限 平成〇年〇月〇日

納品先・方法 株式会社○○(担当者△△)あてテキストデータを メールで納品すること

5 成果物の検査 甲は、乙から提出を受けた成果物に関し、○日以内に検査を 行う。

> 検査により成果物が一定の水準に達していないと甲が判断し た場合は、乙はこれを○日以内に補修すること。

6 諸経費の取扱い

甲は、以下の経費を負担するものとする。

- ・仕事に必要な機器、バージョンアップ費用
- ・打ち合わせ時の交通費
- ・通信費
- ・報酬の振込手数料

諸経費の取扱い の記載があります。

7 権利の帰属

本件業務の成果物に関する著作権等の知的財産権については乙に帰属する。

注文者の氏名、 所在地、 連絡先 の記載のほか、 担当者も明らかに されています。

注文した仕事の 内容の記載が あります。

報酬額の記載が あります。

成果物の納期、 納品先、納品方法の記 載があります。

成果物に関して、問題 があるかどうかの判断 が容易な場合、

次のような記載例もあ ります。

【例】

検査により、成果物が 一定の水準に達したと 甲が判断した場合は、 それ以降は、甲は乙に 補修を請求することが できない。

成果物に関する知的財産権に関する取扱いの記載があります。 この他の記載例としては、知的財産権の使用対価に関する規定が考えられます。 【例】甲は、●●の使用により得られた製品を販売したときは、使用許諾料として、 その売上金額の○パーセントを乙の指定する期日までに支払う。